

令和7年第2回定例会（6月10日招集）

嘉島町議会会議録

令和7年第2回嘉島町議会定例会会議録（第1号）

・招集年月日

令和7年6月10日（火曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（11名）

1番	春日公和	6番	森下文夫
2番	木下武	7番	満田和浩
3番	穴井智子	8番	増岡司
4番	齊藤進	9番	川野伸一
5番	園田義宣	10番	森田義雄
		11番	境野隆文

・欠席議員（0名）

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平
教育長	青木政俊
総務課長	永田智紀
税務課長	富嶋信行
町民保険課長	増永貴士
福祉課長	松本和美
農政課長	牛嶋寿男
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
給食センター所長	石坂英一
会計管理者（兼会計室長）	吉本博志
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 下田雅文

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長報告

日程第4 報告第5号 令和6年度嘉島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第5 報告第6号 令和6年度嘉島町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第6 報告第7号 専決処分の報告について

嘉島東小学校校舎増築他工事請負変更契約の締結について

日程第7 議案の上程及び提案理由の説明

1 議案第28号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専決第3号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第10号）

2 議案第29号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専決第4号 嘉島町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について

3 議案第30号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専決第5号 嘉島町税条例の一部を改正する条例の制定について

4 議案第31号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専決第6号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

5 議案第32号 嘉島町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

6 議案第33号 嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

7 議案第34号 東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その1請負契約の締結について

8 議案第35号 東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その2請負契約の締結について

9 議案第36号 九州自動車道と交差する高速道路跨道橋（井寺橋及び井寺橋水路橋）の撤去に係る工事の受委託に関する細目協定の締結について

10 議案第37号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第1号）

散 会

開会・開議 午前10時

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（境野隆文君） 皆さん、おはようございます。本日は足元の悪いなかにお集まりいただきましてありがとうございます。いよいよ九州北部地方も梅雨に入り、天気予報では本日から線状降水帯も現れ、北部地方には大雨が降るのではないかとと思われるということでございました。この雨に対しましては、災害には十分に気を付けながら、皆さんも気に留めていただきたいと思います。また、本年は麦作も大変収穫が恵まれるのではないかとおっしゃっていましたが、この雨によって、まだ多くの麦が刈り取れない状態になっております。農家の皆様方のお気持ちを察するところでございます。それでは、ただいまより開会いたします。ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、令和7年第2回嘉島町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（境野隆文君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、10番 森田 義雄議員、1番 春日 公和議員を指名します。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第2 会期の決定

○議長（境野隆文君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から6月12日までの3日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、会期は3日間と決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第3 議長報告

○議長（境野隆文君） 日程第3 議長報告となっております。

議長の概要につきましては、お手元に配付のとおりです。4月に実施された随時監査及び3月から5月までの例月現金出納検査結果について、監査委員から報告書が提出されています。

以上で議長報告を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第4 報告第5号 令和6年度嘉島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（境野隆文君） 日程第4 報告第5号 令和6年度嘉島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、町長の報告を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 報告第5号 令和6年度嘉島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度嘉島町一般会計繰越明許費繰越計算書について次のように報告します。内容につきましては添付しております計算書のとおりでございます。

令和7年6月10日提出 嘉島町長 鍋田 平

○議長（境野隆文君） 以上で報告第5号を終わります。。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第5 報告第6号 令和6年度嘉島町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（境野隆文君） 日程第5 報告第6号 令和6年度嘉島町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、町長の報告を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 報告第6号 令和6年度嘉島町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和6年度嘉島町下水道事業会計予算繰越計算書について次のように報告します。内容につきましては添付しております計算書のとおりでございます。

令和7年6月10日提出 嘉島町長 鍋田 平

○議長（境野隆文君） 以上で報告第6号を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第6 報告第7号 専決処分の報告について 嘉島東小学校校舎増築他工事請負変更契約の締結について

○議長（境野隆文君） 日程第6 報告第7号 専決処分の報告について 嘉島東小学校校舎増築他工事請負変更契約の締結について、町長の報告を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 報告第7号 専決処分の報告について、公共工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和7年6月10日提出 嘉島町長 鍋田 平
記

1.契約目的 嘉島東小学校校舎増築他工事

2.契約金額 変更前 14億5,477万9,348円

変更後 15億1,166万4,880円

変更増額 5,688万5,532円

3.契約の相手方 熊本県熊本市中央区坪井6-38-15

株式会社建吉組

代表取締役 笹原 健嗣

4.専決日 令和7年5月26日

以上、報告を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で報告第7号を終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第7 議案の上程及び提案理由の説明

○議長（境野隆文君） 日程第7 議案の上程及び提案理由の説明となっております。

1 議案第28号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専決第3号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第10号）

2 議案第29号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専決第4号 嘉島町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について

3 議案第30号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専決第5号 嘉島町税条例の一部を改正する条例の制定について

4 議案第31号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専決第6号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

5 議案第32号 嘉島町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

6 議案第33号 嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

7 議案第34号 東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その1請負契約の締結について

8 議案第35号 東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その2請負契約の締結について

9 議案第36号 九州自動車道と交差する高速道路跨道橋（井寺橋及び井寺橋水路橋）の撤去に係る工事の受委託に関する細目協定の締結について

10 議案第37号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第1号）

以上の10件を一括して議題といたします。

町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） みなさん、おはようございます。本日は雨天のなか、議員の皆様には全員ご出席いただきまして、御礼をお申し上げます。先ほど、議長のほうからご挨拶がありましたが、梅雨に入っていましたから、大雨・雷・強風注意報が発令され、気象情報を注視して警戒しているところでございます。また、先の6月4日には国土省、警察、地域振興局、上消、嘉島消防団の皆様に参加いただいて、災

害対策会議及び水防協議会を開催いたしました。特に、嘉島町は四方を河川に囲まれていますので、洪水による水害を警戒し、防御し、連携と水害等の被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを皆様にお願ひしました。

それでは3月以降の町政報告を行います。

上益城5町のごみ処理施設についてでございます。現在、民間事業者株式会社シムファイブスにおきまして、熊本県環境影響評価条例に基づき、環境アセスメントを実施されております。環境アセスメントにつきましては、現在、方法書に基づく大気環境や水環境などの現地調査が進められており、今年夏頃に準備書が公表される予定です。その後、評価書段階へと進み、令和8年3月頃までに環境アセスメントが完了するスケジュールとなっております。今後も、各関係機関との協議や調整を行い、事業の進捗など随時情報発信しながら事業を進めてまいります。

東部台地土地区画整理事業「ゆうすいの杜」の進捗についてでございます。6月中旬ごろから1-1工区南側の造成工事を着工いたします。整備後、約120区画が完成し、約60区画の保留地販売を予定しています。また、並行して次期工区（2工区）に関する権利者の皆様への説明会を今年6月下旬から進め、年度内の工事着工を目標に関係機関と調整を図りながら事業を進めてまいります。

水の郷まつりについてでございます。例年8月第1土曜日の開催として定着しております「水の郷まつり」につきましては、近年夏場の猛暑で来場者や運営スタッフの熱中症が心配されることから、開催時期を涼しくなる10月にずらし、10月11日（土曜日）に、会場は例年どおりイオンモール熊本をお借りして開催したいと考えております。開催にあたりましては、来場者の安全確保を最優先に考え、安心して楽しめるまつりとなるよう準備を進めてまいります。

令和7年度緑川水防演習については、去る5月11日（日曜日）に美里町に緑川ダムに併設する補助ダムイベント広場にて本年度の水防演習が行われました。例年同様、国土交通省、熊本県、陸上自衛隊、消防及び緑川沿線自治体2市4町の水防団が参加し、本番を想定した水難救助や水害対策公報を実演しました。

地籍調査事業につきましては、地籍調査事業については、平成24年度に着手して、今年度で14年目になります。令和7年3月31日現在、河川を除く調査対象面積14.35km²に対し、9.25km²の調査が終わり、進捗率は64.46%となっております。また、今年度の調査対象区域及び地籍測量区域は、ともに上六嘉の一部となります。今後におきましても、地権者の方々のご協力をいただきながら、順次事業を進めてまいります。

物価高騰対応重点支援交付金（住民税非課税世帯分）につきましては、物価高の影響を受ける低所得者世帯等への支援とし、住民税非課税世帯一世帯あたり3万円を支給します。初回振込を令和7年3月7日に行い、これまでに791世帯分2,373万円を振込みました。

物価高騰対応重点支援交付金（加算支給分）についてでございます。物価高による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯に対し、その世帯員である18歳以下の児童1人あたり2万円を加算支給します。初回振込を令和7年3月7日に行い、これまでに125名分250万円を振込みました。

地域計画策定についてでございます。令和5年度から取り組んでおりました地域計画について、地域での協議の場や関係者の意見聴取を経て、令和7年3月に策定しました。地域計画は将来の嘉島町の農業のあり方や農地の効率のかつ総合的な利用の目標などを定めた地域農業の維持・発展にとって重要な計画です。また、農地の賃借・売買・転用等を本計画に基づいて行っていく必要があるなど、各農地関係手続きにとっても重要な計画となっています。今後、本町の将来の農業を見据え、地域と協力しながら、地域の実情に応じて、随時計画の見直しを行ってまいります。

带状疱疹予防接種補助についてでございます。65歳から5歳ごとの節目年齢の方や100歳以上となる方に対し、带状疱疹予防接種を実施しています。带状疱疹予防ワクチンには、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があり、生ワクチンを接種する場合の自己負担額は3,500円、不活化ワクチンを接種する場合は9,000円です。なお、不活化ワクチンの場合は2回接種が必要ですので、自己負担額は合計18,000円となります。

アピアランスケア助成事業についてでございます。がん治療に伴う脱毛や手術痕等の外見の変化に対し、その人らしくいられるよう、外見と共に患者本人の気持ちを整えるサポートとして、ウィッグや胸部補正具等の購入費用の一部助成を行っています。助成額は購入費用の2分の1、上限が2万円となります。

令和7年度児童生徒の就学状況についてでございます。嘉島東小学校は72名の新入児童を迎え、1学年は2学級の学級編成となっております。全児童数は364名となり、昨年より25名の増加となりました。嘉島西小学校は89名の新入児童を迎え、1学年は3学級の学級編成となっております。全児童数は507名となり、昨年より9名の増加となっております。嘉島中学校は121名の新入生を迎え、全生徒数は357名、昨年同様3学年すべて3学級となり、昨年より22名の増加となっております。

以上で町政報告を終わります。

続きまして、提案理由の説明を行います。

○議案第28号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

「専決第3号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第10号）」は、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月13日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

○議案第29号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

「専決第4号 嘉島町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について」は、嘉島町議会委員会条例の一部を改正する条例が令和7年3月1日に施行され、常任委員会が統合されたことに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月28日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

○議案第30号及び議案第31号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

「専決第5号 嘉島町税条例の一部を改正する条例の制定について」及び「専決第6号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

○議案第32号 嘉島町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議案第33号 嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

以上2件の議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定される農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）を令和6年度末に策定したことに伴い、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第34号 東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その1請負契約の締結について

東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その1の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○議案第35号 東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その2請負契約の締結について

東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その2の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○議案第36号 九州自動車道と交差する高速道路跨道橋（井寺橋及び井寺橋水路橋）の撤去に係る工事の受委託に関する細目協定の締結について

九州自動車道と交差する高速道路跨道橋（井寺橋及び井寺橋水路橋）の撤去に係る工事の受委託に関する細目協定を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

○議案第37号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第1号）について

令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,434万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億2,409万2千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。明日は議事調査のため休会にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、明日11日は休会と決定しました。次会は12日となっております。当日は9時30分までに議員控室にご参集下さい。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

このあと、議員控室へお集まりいただきますようお願い申し上げます。

散会 午前１０時３０分

令和７年６月１１日（水曜日）

休 会

令和7年第2回嘉島町議会定例会会議録（第2号）

・招集年月日

令和7年6月12日（木曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（11名）

1番	春日公和	6番	森下文夫
2番	木下武	7番	満田和浩
3番	穴井智子	8番	増岡司
4番	齊藤進	9番	川野伸一
5番	園田義宣	10番	森田義雄
		11番	境野隆文

・欠席議員（0名）

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平
教育長	青木政俊
総務課長	永田智紀
税務課長	富嶋信行
町民保険課長	増永貴士
福祉課長	松本和美
農政課長	牛嶋寿男
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
給食センター所長	石坂英一
会計管理者（兼会計室長）	吉本博志
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 下田雅文

議事日程第2号

日程第1 一般質問

日程第2 議案の質疑 討論 採決

- 1 議案第28号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専決第3号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第10号）
- 2 議案第29号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専決第4号 嘉島町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第30号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専決第5号 嘉島町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第31号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて
専決第6号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第32号 嘉島町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第33号 嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第34号 東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その1請負契約の締結について
- 8 議案第35号 東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その2請負契約の締結について
- 9 議案第36号 九州自動車道と交差する高速道路跨道橋（井寺橋及び井寺橋水路橋）の撤去に係る工事の受委託に関する細目協定の締結について
- 10 議案第37号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第1号）

日程第3 請願について

日程第4 議員派遣の件について

日程第5 委員会の閉会中の継続調査申し出について

追加日程第1 同意案第3号 農業委員会の委員の任命について

追加日程第2 諮問案第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

追加日程第3 議案第38号 嘉島中学校給食配膳室増築他工事請負契約の締結について

閉 会

開会・開議 午前10時

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（境野隆文君） ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、令和7年第2回嘉島町議会定例会3日目は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第1 一般質問

○議長（境野隆文君） 日程第1 一般質問となっております。

一般質問は、7名の議員から通告があつております。順次質問を許します。まず、5番 園田 義宣議員の質問を許します。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） おはようございます。5番 園田 義宣です。

まず、ゆうすいの杜を新行政区へ移行する計画の有無について質問いたします。今年度着工の1-1工区南は、北甘木区と井寺区に跨っており令和8年度供用開始となれば、1-1工区南に入居された方は、北甘木区か井寺区のどちらかに所属し、同じエリア内に北甘木区民と井寺区民が混在することになります。既に開発済みの1-2工区と今回の1-1工区南を合わせると約200区画の住宅地が出現することになり、既存の井寺地区や北甘木区とほぼ同規模の世帯数となります。既に入居済みの1-2工区は住所表記が「北甘木」と「ゆうすいの杜〇〇街区」の2通りあり、将来は「ゆうすいの杜」という新しい行政区が誕生するということを知った記憶がありますので、将来的には独立して新しく行政区になると思っておりましたけれども、現時点ではそのような構想は決まっていなかったと聞きました。しかしながら、住民自治の観点から考えれば、遅くとも今回開発する1-1工区南に入居が始まる時点で、新しい行政区「ゆうすいの杜」に移行させることが望ましいのではと考えますが、町の方針をお尋ねします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） おはようございます。嘉島町長の鍋田でございます。よろしく申し上げます。5番 園田議員のご質問にお答えします。

現在、町が進めております「東部台地土地区画整理事業」（ゆうすいの杜開発事業）におきましては着実な事業運営が展開できており、令和4年度から入居が始まり、現在、71世帯の入居が完了し、嘉島町の人口は10,300人を超えております。これも議員の皆様をはじめ関係者の方々のご理解・ご協力あつてのものと考えております。この場をお借りいたしまして、改めて感謝申し上げます。

さて、ご質問にありました「ゆうすいの杜を新行政区へ移行する計画」についてですが、現在、ゆうすいの杜に建てられた71世帯の行政区は全て北甘木区となります。北甘木区の世帯数の推移については令和4年4月1日では237世帯でしたが、令和7年4月1日では282世帯となり、3年間で45世帯の増加に留まっており、差の26世帯はゆうすいの杜以外の世帯の減少であります。また、ゆうすいの杜は最終的に1400区画の計画となっておりますが、井寺区と北甘木区に分散することになり、現在の世帯数にプラスしてもそれぞれ約1000世帯となり、現在の鯉区と同程度の規模となります。世帯数が増えすぎると、運営上難しい問題も出てくるとは思いますが、十分対応できると思われれます。新しい行政区「ゆうすいの杜」への移行につきましては北甘木区井寺区の皆様との協議も必要になりますし、嘉島東部台地土地区画整理審議会の考えや意見も重要になります。また、新たな行政区の設置には区の規約の策定、区長や役員の選出などの他、ゆうすいの杜の皆様で多くの課題を一つ一つ解決して頂く必要があります。

以上のことから新しい行政区を設置することは、現時点では難しいと考えておりますが、今後いろいろな問題が浮上した場合には各区と相談を行い、柔軟に対応していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 現時点では、新しい行政区を設置することは考えていないけれど、いろいろな問題が浮上した場合には対応したいという回答でした。新しい行政区を作れば、公民館の設置とかいろいろな諸経費がかかるという問題もあるかと思いますが、ただ、それに反する問題として、井寺区と北甘木区が混在すれば、例えば区費が違う場合にどう扱うのかとか、それから井寺区北甘木区の独自の地域行事があつ

た場合にどのように対応すべきかなど解決すべき問題が数多く潜在していると思います。ただいまの回答では、区との協議も必要ということになりますけども、やはり何と言ってもゆうすいの杜の住民の方の考えを第一義に考える必要があると考えます。ゆうすいの杜は今までになかった大型開発になりますので、起こりうる問題を新たな視点で洗い出して、「住んでよかった！水の郷嘉島」が実現できるようになることを望んでおります。

以上で最初の質問終わります。次に2つ目の質問に移ります。

公益通報者保護法に定める内部公益通報の整備計画についてお尋ねします。令和4年6月施行の公益通報者保護法改正法で「内部公益通報」と「外部公益通報」の対応整備が法的に義務付けられ、嘉島町でも令和6年1月に外部公益通報に要綱が定められております。内部公益通報につきましては、労働者の数が300人以上の事業者が義務化となっておりますので、嘉島町では対応整備を行う必要はありません。令和5年12月1日のデータでは無回答4町村を除く熊本県下27の町村のなかで、内部通報相談窓口を設置しているものが13町村と約半分を占めています。ただ、今はもっと増えているのかなと思いますけれども。公益通報者保護法の一部を改正する法律の法案が今年3月4日に国会に提出され、順調にいけば今国会で可決成立し、2026年度中には法改正が施行されることが予想されると。私がこの一般質問を描いたときには報道されておりましたが、本日の熊本日日新聞の社説を見ますと、この改正法案が成立して、2027年度までに施行されると書いてありましたので、実質動き出すと思います。嘉島町の場合、内部通報の整備に関しては法的な義務はないんですけれども、組織の健全な運営や信頼性の確保、リスク管理の観点から積極的に検討することが望ましいと考えますが、町のお考えをお尋ねします。

また、公益通報者保護の基本原則は事業者規模に拘わらず適用されますので、「嘉島町職員の懲戒処分の基準に関する規程」に「公益通報に関する事項」を追記する必要はないでしょうか。

この2点、お尋ねいたします。

○総務課長（永田智紀君） 議長。

○議長（境野隆文君） 永田総務課長。

○総務課長（永田智紀君） おはようございます。総務課長の永田です。よろしくお尋ねいたします。5番園田議員のご質問にお答えいたします。

公益通報者保護法における「内部公益通報」の対応整備についてお答えします。ご質問のとおり、内部公益通報とは事業者内部の窓口を通じて行われる通報の事を指します。また、公益通報者保護法は事業者に対して、内部公益通報の対応体制を整備することを義務付けていますが、従業員300人以下の事業所については法的な義務はありません。しかしながら、昨今の社会的な問題を踏まえ、これらの事業所においても公益通報者保護の重要性を認識し、適切な対応整備を行うことが求められていると考えます。特に本町のような小規模な事業所においては、職員同士の距離が近く、通報者が不安を感じることも懸念されます。そのため、内部通報制度を整備することで職員が安心して通報できる環境を提供し、本町のコンプライアンス向上やリスク管理の強化につながることを期待されたいと考えます。これらを踏まえ、今後は内部通報制度の体制整備について前向きに検討を進めるとともに、処分の基準についてもこれに合わせて内容を検討していきたいと考えております。公益通報者保護法の趣旨を踏まえた法制度の整備は、職員が安心して通報できる環境を整えるためにも重要であると考えており、引き続き適切な法制度の整備に努めてまいります。

以上で、答弁を終わります。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（境野隆文君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 内部通報制度の整備については、前向きに検討するとの回答でしたので、早期に整備されるものと判断いたしました。ある県においては、この公益通報制度について問題が発生してますけども、通報者保護の徹底と不利益取り扱いの禁止、ただいまのご回答にありましたように、一番大事なのは通報しやすい環境の整備と職員への周知などが求められます。くどうですけれども、通報しやすい環境の整備については特に配慮していただきたいと思います。また、公益通報者保護法違反を理由とした解雇・懲戒に対する処分の新設につきましては県内を調べますと、いわゆる懲戒処分規定に記載している自治体はほとんどないのですけども、唯一私が見た範囲内では、高森町では職員の懲戒処分等の指針に内部通報に関する、懲戒処分の種類を定めておりました。見方によれば地方公務員法の第29条により、法律に違反した場合は、懲戒処分等が定められてありますので、それを使えないということもないんですけども、通報者の保護を遵守するということを観点に置けば、やはり懲戒処分の規定に織り込んでいたほう

がいいんじゃないかなと思いますので、ぜひ検討をお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で園田議員の質問を終わります。続いて、4番 齊藤 進議員の質問を許します。

○4番（齊藤進君） 議長。

○議長（境野隆文君） 齊藤議員。

○4番（齊藤進君） おはようございます。4番 齊藤です。

消防団員へのアンケート及び機能別消防団の導入はということで質問します。嘉島町消防団の現状について質問します。近年、新人消防団員がなかなか集まらないと聞きました。町のほうでも、広報かしま2月号で募集の掲載ありましたが、令和7年の加入状況はどうなっていますか。消防団は、町の防災の要だと思います。そこで新規の消防団員が増えるような方策など、アンケートを行ってみてはと思います。

また、減少傾向にある消防団員の消防団活動の補充を目的とした機能別消防団員制度を導入してみてもいかがでしょうか。機能別消防団員があれば、火災の初期消火や災害時の避難誘導などができると思いますし、消防団員の負担も軽くなると思います。各地区より消防団OBの方など、日中自宅におられる方などを対象に3、4人選んでもらい運用を考えればと思います。先日の新聞のなかには2024年4月1日時点で県内の33市町村が機能別消防団員を導入しているとのこと。町の機能別消防団員制度の導入についての考えも質問します。

○総務課長（永田智紀君） 議長。

○議長（境野隆文君） 永田総務課長。

○総務課長（永田智紀君） 4番 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

近年多発している甚大な災害に備えるため、今年度より、総務課内に危機管理係を創設し、災害に強いまちづくりを目指しております。また、地元消防団は地域防災の要であり非常に重要な組織であると認識しているところです。

さて、ご質問にありました令和7年度の新入消防団員は9名です。全国的に消防団の団員数は減少しており、嘉島町におきましても同様に減少傾向にあります。いかに新入団員を増やすのかが、喫緊の課題となっており、昨年度は町内の企業にチラシを配布したり、複数の企業を訪問し、団員募集の呼びかけ等を行いましたが、入団しやすい環境整備のためにもアンケート調査も検討していきたいと考えております。

次に、機能別消防団員制度についてです。機能別消防団員の類型の一つとしまして、消防吏員や消防団員のOBを採用し、特定の災害任務にだけ従事させる「職団員OB制度」があります。このような機能別消防団員の導入も今後、検討していきたいと考えております。また先日、日本サッカー協会から嘉島町にある熊本県フットボールセンターコスモスをJFAが災害支援活動する際の九州地方の防災拠点として使用したいとの要望があり、合同で防災体験とサッカーを通じた交流イベント等の計画も予定しており、そのなかで嘉島町消防団をPRしていけたらとも考えております。

地域防災の要である消防団員が減少しないためにも、このようなイベントなどで消防団の活動をPRし、消防団への理解や関心を高めるなど、本部団員をはじめ関係機関と連携し、新入団員を増やすさまざまな方策等を検討していきたいと考えておりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で答弁を終わります。

○4番（齊藤進君） 議長。

○議長（境野隆文君） 齊藤議員。

○4番（齊藤進君） 回答ありがとうございました。

新入団員が9人とは少なくなりましたね。そこで提案ですが、男子の高校卒業予定者に消防の加入の文章と活動内容を同封し、郵送してみてもと思います。広報誌などを見ない方がいるかもしれませんので、検討を願います。

消防団員のアンケート調査を検討していきたいとのこと。新規の消防団が増えるような方策の項目とは別に、アンケートの項目のなかに消防団員が要望したいことや改善してもらいたいことなど、幹部の方に伝えづらいこともあると思いますので、ぜひ早めに個人宛てで実施してほしいと思います。

次に、機能別消防団員制度の導入も今後検討していきたいとのこと。あくまでも消防団活動の保管を目的としているので、団員の方が少ない日中など、火災の初期活動や災害時の避難誘導などが考えられます。消防団員の方が活動しやすい体制をつくるのが大事だと思います。県内45市町村の中で33の市町村が導入しているとのことですので、現在導入している市町村の意見を聞いて、導入を進めてもらいたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で齊藤議員の質問を終わります。続いて、9番 川野 伸一議員の質問を許します。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 2問ほど質問させていただきます。

まず、1問目が小中学校への交通安全講習の実施状況及び町道の自転車通行可能部分の標識の整備についてでございます。

道路交通法の改正に伴い、特に自転車の交通ルールが厳罰化されました。自転車を運転する基本的交通ルールの講習は義務化されておきませんので、本町では小学校高学年において年に1回、自転車講習が行われているというのは認知しております。より安全に自転車を利用できるよう小学生及び中学生へ座学・実技の講習を義務的に実施する必要があるのではないかというふうに思います。

また、町道内の歩道ですが、自転車通行が可能なのか不可能なのかの標識等が設置されておらず、狭い歩道を歩行者と自転車が通行した場合、危険に感じるが多々ございます。管理者としての対応を問います。

○学校教育課長（中富喬君） 議長。

○議長（境野隆文君） 中富学校教育課長。

○学校教育課長（中富喬君） おはようございます。学校教育課長中富です。よろしくお願いいたします。

9番 川野議員のご質問にお答えいたします。

まず、学校における交通安全への取り組みについてお答えいたします。現状としては、質問のなかで触れられていた、小学校で毎年1学期に行われている交通安全教室があり、御船警察署、交通指導員、総務課の協力のもと、低学年は横断歩道指導、高学年は自転車講習を中心に交通安全教育への取り組みを行っております。中学校においても毎年、年度当初に自転車の交通ルール・マナーを中心に交通安全教室を実施し、そのなかでヘルメット着用の義務化などの自転車に関する道路交通法の改正点や罰則についての講習も実施しております。それ以外にも小中学校それぞれで、交通安全運動期間や学期末など、機会をとらえて、交通安全に対する指導や取り組みを行っております。

学校に対して、児童生徒の自転車の乗り方や登下校中のマナーに関するご意見・ご指摘が一定数あがっている現状は教育委員会も把握しているところであり、学校でも随時注意喚起を行っておりますが、命の大切さ、交通ルールの順守、交通マナーの実践を目指し、これまでの取り組みに加えて、更にどのような取り組みができるかを学校と協議・検討していきたいと思っております。

次に、自転車歩道通行可を示す標識の設置についてお答えいたします。ご指摘のとおり、歩道が設置された路線の国県道、町道において設置されている路線とされていない路線があります。町として規制標識を設置するための基準要件や設置の必要性を関係者と協議したうえで、設置者である熊本県公安委員会への要望等を行っていきたくて考えております。自転車歩道通行可の路線であっても、歩行者が優先され、歩行者の通行を妨げないことなどを学校での交通指導で再度徹底することとします。

以上で答弁を終わります。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 学校教育課長のほうからお答えがございました。学校における交通ルール等の指導ということに年1回程度行われているということでございました。私も以前は交通指導員という立場で10年ほど小学校に行き、自転車の乗り方とか横断歩道の渡り方とかいうのを指導する立場で関わってございましたので、内容的にはだいたいわかっております。ただ、自分たちのことを言うとかあれですけども、私たちが小学生のときからすると今の5年生6年生の自転車の乗り方等実技のほうを指導させていただくんですけども、個人差もありますけれども、以前と比べると自転車の乗り方が非常にぎこちないと言いますかね。そういう部分が非常によく見受けられてございましたので、自分は小学校5年生6年生対象だったと思いますけれども、年に一度、郡内の自転車競技大会というものが開催されておきまして、各小学校から代表を選んで、その大会に出場するというようなことが行われておりました。だから、代表に選ばれた方は夏休み期間中、何回も小学校で練習をして大会に臨んでいたということでございますけれども、今はおそらく西小学校も東小学校もそうだと思いますが、この自転車競技大会というものには参加されておらないんじゃないかなというふうに思います。基本的な交通ルール、それから実技については、やはり小学生中学生のうちに覚えておかないと、もう社会に出て勉強することはまずないので、義務教育期間中によ

ければことあるごとに時間を割いていただいて指導をなるべく回数を増やしていただければというふうに思っております。

それから、歩道の標識についてということでお尋ねしました。公安委員会の内容を聞いたうえでということでございましたけれども、嘉島中学校のちょうど北側に下六嘉から上島まで歩道整備ということで、町で予算をあげて整備するわけですが、単純に言うと、やはり歩道内は歩行者優先でございますので、なかなか自転車は通行可能じゃない通路でございます。ただ、嘉島中学校に通われる中学生の皆さんというのは、あの辺を通るのは自転車通学が多いと思いますので、その辺を含めてどういう対応をするのかは町のほうでしっかり検討していただいて、まだ計画段階でございますので、歩道設置も。どういうふうにして通学の安全を確保されるのかを検討していただければというふうに思います。

それでは次の質問に入りたいと思います。

加勢川（旧河川）の管理及び整備についてお尋ねします。質問の要旨としましては、本町の発展においては、加勢川の改修が大きく起因することは町民皆様が承知されていると思います。しかしながら、その改修工事の際、3か所ほど旧河川の跡地（三日月湖）が残っております。ここは現在でも国の管理となっておりますが、現在は管理状態が悪く水草等の発生地となっております。そこでこの跡地を利用して町民の憩いの場となるような遊水ゾーン整備を国に提案されてみてはいかがでしょうか。よろしければ、町長の見解をお伺いします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 9番 川野議員のご質問にお答えします。

加勢川旧河川は管理者である国土交通省において、維持管理に取り組んでいただいております。しかし、水草の繁殖力が高く、水草が水面を埋め尽くすほどに繁茂する状況となっていることは、町としても認識しております。この対策として、ご質問のとおり、旧河川の形態を変更することで水草繁茂の解消や憩いの場の創設などの効果も望めると考えます。しかし、旧河川が持つ水利や雨水貯留機能、また熊本市との行政区界の存在など、本町だけでは解決できない課題もあり、ただちに全てを解決することは難しい状況ではありますが、河川管理者である国と共に問題解消に向けて取り組んで参りたいと考えています。

以上で答弁を終わります。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 鍋田町長のほうから問題解決について取り組んでいきたいというふうに言っていました。この問題は私も以前から、私の自宅がこの旧河川のすぐ横にあるものですから、水草が非常に茂って、前は水嵩が増えると水面に浮かんでいる草も流れていたんですけれども、今は川底が浅くなってしまって川の底まで根が張ってしまって水草も移動しないような現状になっております。なんとかせんといかんという状況で質問をさせていただいておりますし、実は同級生になりますけれども河川管理をされている国交省の同級生がおりまして、加勢川本流のほうの河床掘削を計画的に毎年行っているんですけれども、川からとった堆積した砂利とかを遠方まで運搬しているという状況でございました。そういう話を聞いて、旧河川の川幅は結構今広いでございますけれども、今みたいな広い川幅でなくて、今はそれを管理するような道路もございませんので、そこに本流のほうで河床掘削された砂利なんかで管理用道路として埋めていただいて、旧河川のほうも管理がしやすいような、そういうことをしてみたらどうだろうかということで今回質問させていただきました。せっかく取り組んでいただくんであれば、嘉島町が熊本市と合併しなかったときに嘉島町の基本構想として昭和63年にこういうのを町のほうで作っております。これによりますと、ちょうど今言う旧河川のあたりというのは、水遊の郷整備構想ゾーンというふうにこれには書いてありますので、観光資源としてでも旧河川内で、例えば釣りができたり、ちょっとしたキャンプができたり、バーベキューができたりとか、そういうのも含めて何か整備していただければと思いましたので質問をさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で川野議員の質問を終わります。続いて、3番 穴井 智子議員の質問を許します。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 3番 穴井智子です。私からは3点質問させていただきます。

まず最初に1点目、町民会館並びに本庁舎や公共施設などの障害者への配慮はということでお尋ねします。質問の要旨としますと、公共施設においては、障害者への配慮は義務的配慮とされていると思いますけれども、車椅子などの準備、点検などの状況を回答いただきたいと思います。車椅子を使用しようと思ったところパンクして使えず、大変困ったという声の相談がございました。また、公民館などバリアフリー化にされていない施設などはございませんでしょうか。お尋ねいたします。

○社会教育課長（河原和幸君） 議長。

○議長（境野隆文君） 河原社会教育課長。

○社会教育課長（河原和幸君） おはようございます。社会教育課長の河原です。よろしく願いいたします。3番 穴井議員の質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、公共施設における障がい者への配慮についてお答えします。町民会館や町民体育館など、町民の方などが多く利用される施設を所管することから教育委員会が管理する施設を主として回答させていただきます。まず、町民会館における障がい者への配慮の主なものですが、障がい者専用駐車場、点字ブロック、車いす対応のトイレ、エレベーター、楽屋通路入口付近のスロープなどの設置を行っております。また、車いすにつきましては、昨年度、老朽化に伴う2台の更新を行い、定期的に点検を行っております。役場庁舎におきましても同様の配慮がなされておりますが、正面玄関ロビーに配備されている車いすにつきましては、来庁者に安心してご利用いただけるよう所管課において定期点検を行ってまいります。また、町民体育館におきましても障がい者専用駐車場や玄関付近にスロープを設置するなどの配慮を行っております。

次に、ご質問の2点目、公民館などバリアフリー化されていない施設は、とのことですが、近隣公園内に教育委員会が所管する公民館分館がございますが、こちらにつきましてはバリアフリー化が進んでおりませんので「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）など、関係法令の趣旨に鑑み、必要かつ合理的な配慮を行ってまいります。また、各行政区の公民館につきましては、各区で建設・管理されておりますことから、バリアフリー化の状況については把握しておりませんが、バリアフリー化のための建物の改築などに対しまして、必要に応じて補助を行っております。

以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） ありがとうございます。町民が不安に感じられたことは事実で、繰り返しになりますけれども車椅子を利用する際にパンクをしていて大変お困りだったというご相談でしたので、今回質問させていただきました。役場正面玄関ロビーの車椅子の点検も行っていただけるとのこと。町民会館においては、現在は障がい者への配慮は整備いただいているということで、車椅子においても更新してくださっているとの回答で安堵しました。本町のホームページを見ますと、そのようなご案内が一言も見当たりませんでした。障がいのある方は、まずは下調べをなさって来庁されることが多いです。ホームページのご案内も重ねてよろしくお願いしたいと思います。未だに未整備の施設、近隣公園内の公民館分館のバリアフリー化については早急に整備していただけるといことで期待しております。また、各区のバリアフリー化についても各区長へ再度のお知らせも併せてお願いし、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。嘉島町総合運動公園フットボールセンターについての質問です。総合運動公園フットボールセンターオープンまでの経緯、建設費用などについてが1つ。2つ目、フットボールセンターの指定管理料、法人税収など。3点目、利用の状況（サッカー場使用状況）。4点目、本町に与える経済効果など。質問の要旨としましては、令和4年9月にフットボールセンター、サッカー場がオープンしまして、本年度丸3年になります。サッカー場を見ますと大変な賑わいで、本当にサッカー人口が多いのだなと実感しております。最近、サッカー場の件でお尋ねが増えていることに関し、ご質問させていただきたいと思います。ご回答願いたいと思います。

町民のサッカー人気とは別に、懸念の声が大きくなっていることから、一度詳しく町民に開示することが望ましいのではないかと考えました。当時の議会の中でもしっかり検討されたことではないかと思えますけれども、今回改めてご質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○社会教育課長（河原和幸君） 議長。

○議長（境野隆文君） 河原社会教育課長。

○社会教育課長（河原和幸君） 3番 穴井議員の質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、フットボールセンターオープンまでの経緯と建設費用についてお答えします。まず、フ

ットボールセンター西側に位置します嘉島町総合運動公園（くまトヨスポーツパーク）が平成26年4月にオープンしたところですが、当初から人工芝広場でのサッカー利用が非常に多く、非常に高い利用率で稼働しておりました。その反面、利用したいという需要に対しまして予約ができないという弊害が生じておりましたことから、東側エリアにサッカー場を建設する運びとなりました。整備をするうえで、町の財政負担が大きく抑えられるということから熊本県サッカー協会との官民連携により事業を進め、令和4年9月にオープンいたしました。オープンに至るまでには、熊本県サッカー協会のプレゼンテーション、庁内の検討委員会での整備計画の検討などを経て、令和元年9月議会全員協議会において、官民連携による事業実施と指定管理に関する説明を行い、了承をいただいております。さらに同年12月議会において、用地取得の議会承認を経たのち、町が用地取得と造成を、熊本県サッカー協会がサッカー場、駐車場などの施設整備を行っております。町が負担した建設費用といたしましては、用地購入費で約2億4千万円、造成等の工事請負費約2億6千万円、その他補償費等を含めると合計で約5億3千5百万円となりますが、国の交付金の活用により、実質的な町の負担は3億2千万円程度となっております。なお、熊本県サッカー協会の負担は、約7億1千万円となります。

次に質問の2点目、フットボールセンターの指定管理料と法人税収についてですが、指定管理につきましては熊本県サッカー協会の子会社であります株式会社熊本県フットボールセンターと協定を結び、維持管理をお願いしているところですが、管理協定により「指定管理者は、管理業務の実施に要する費用は利用料金及び自主事業により確保し、嘉島町に対して請求しないこと」と定めておりますので、町から指定管理者への指定管理料の支払いはございません。法人税につきましては、一法人の情報となりますことから、回答を控えさせていただきます。

次に質問の3点目、利用状況についてですが、令和6年4月から令和7年3月までの1年間で延べ約7,500チーム、選手・観戦者を合わせると約22万2千人の来場があります。グラウンドの稼働率は年間平均で64.2%、日曜日においては85.0%と高い稼働率となっております。

最後に質問の4点目、本町に与える経済効果はとのことですが、この算定には非常に難しいものがございますけれども、あくまでも参考値として申し上げますが、昨年度の年間来場者約22万2千人に熊本県が公表しております令和5年観光統計表の日帰り観光客の県内での平均消費額5,787円を乗じますと、約12億8千5百万円となります。また、来場者約22万2千人のうち約8万1千人が観戦に来られた方たちとなります。その人数で試算しますと、約4億6千8百万円となります。来場者全ての方が町内で食事や買い物をするわけではございませんが、相当な経済効果がもたらされていると考えられます。今後も大規模な大会が誘致され、県内外からの来場者が増えれば更なる経済効果がもたらされるものと考えております。

以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） ありがとうございます。事前調査で嘉島町総合運動公園、野球場、陸上トラック、人工芝広場、テニスコート、大型遊具、駐車場216台の部分は西エリア。こちらは、20億1900万円。フットボールセンター部分、今回答がありました東エリアは5億3500万。事業費総額は25億5400万円と伺っております。今回、お尋ねしましたフットボールセンター建設についての経緯ですけれども、サッカー人口の増加により、需要と供給のバランスが保てない弊害が生じており、そこに官だけでは難しい、民との共同の施設の建設となったということです。用地購入、造成等で5億3500万円。これに補助金を活用して町の実質的な負担は3億2000万円である。熊本県サッカー協会の負担が建物とかで7億1000万円ということです。指定管理料は県フットボールセンターと協定を結び、維持管理を委託していると。指定管理料は嘉島町がフットボールセンターに支払うところですが、嘉島町に請求しないとなっており、本町の負担はないということの答弁でした。

また、町民から質問の多い点ですけれども、サッカー場の使用料は管理一切をお願いしているため、どれだけ年間の使用がなされたとしても、本町への収入となっていないというご質問が多々ありました。参考までに、これも事前調査資料ですけれども、サッカー場の部分ですけれども、1面が1時間4000円、半面が1時間2500円、電灯ですけれども5基点灯で3000円、3基点灯で2000円の使用料となっているということです。仮に、先ほどの答弁でありました1年間で約7500チームと。チームですから、使用料については先ほど言いました1時間2500円とか1時間4000円とかになるわけですので、1日に1万円。5日で1週間平均5万円の収入としますと、年間52週で260万円の収入。皮算用的なところなので、何のデータにもなりませんけれども、仮にこの収入で3億2000万円を負担するとすると100年ぐらいの返済ということに。簡単に計算

するとです。倍の収入、520万の収入としても60数年の返済という計算になりました。先ほども言いましたように、よく造成などの費用を町が負担しているんだけど、嘉島町には1円も収入になってないじゃないかという質問が数多く寄せられておりました。そこでこの質問なんですが、町民法人税としては収入がある。ただ情報は公表できないとのことで、これ以上の質問はできないんですけれども、法人町民税というのは、その法人の所得に応じた収入となるため、所得が多ければもちろん税金は期待ができますけれども、失礼ながら赤字であれば均等割の5万円の収入ということになっております。繰り返しますけれども公表いただけておりませんので、この件についてはここまでに留めます。

経済効果についてはデータとすれば年間来場者は22万2000人ということで、約8万1000人が観戦者。資産では4億6800万円の経済効果があるんじゃないかとの予想でした。正確な数字ではないにしても経済効果は十分にあるとの答弁でした。近隣には個人商店やファミリーマートさんなどの店舗があります。今後、そういった利用者が多いということでコンビニエンスストア等の開店も期待したいところです。さらなる経済効果を期待しております。

そこで改めて課長のほうにお尋ねいたしますが、このサッカー協会に管理をすべて担っていただいている費用面で町単独事業では難しく、フットボール協会に管理いただくことで町の財政面も軽減できているという認識でよろしいですね。また、指定管理については令和10年3月末で終了となりますが、その後のことについてお考えがあればお答えいただければと思います。お願いします。

○社会教育課長（河原和幸君） 議長。

○議長（境野隆文君） 河原社会教育課長。

○社会教育課長（河原和幸君） ただいまの穴井議員の質問にお答えいたします。

通常、施設の管理につきましては本来使用料で維持管理を賄うところでございますけれども、到底使用料だけでは賄えない部分がございます。それに関しては、町からフットボールセンターのほうには委託料をお支払いしていませんので、フットボールセンターのほうがその赤字分を補填しながら自信運営で頑張っているところでございます。2点目の協定の件につきましては、現在の管理運営の状況等を踏まえまして、期限がきたらまた改めて検討させていただくということで考えております。

以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） はい。しつこく聞きまして申し訳ありませんでした。ありがとうございます。

幾分か町民の方も安心されるのではないかと思います。

続きまして、3つ目の質問です。本町の資産についてお尋ねいたします。主に旧給食センターのことです。でございますけれども、赤字資産（不動産）ではないか。当初の計画と現況、経緯など今後も計画などということで質問の要旨としますと、新しい給食センターが建設されまして、新しい給食センターでたくさんの児童生徒への美味しい給食をご提供いただいていることに、改めて感謝申し上げます。ただ気になるのは、旧給食センターのことです。新築後、旧給食センターは解体がなされず、町の本当にど真ん中、町の中心部に残ったままであります。もはや負の資産となっているのではないのでしょうか。ここまでの経緯などを詳しく教えていただきたく思います。そして、今後の計画なども明らかに示していただけたらと思います。また、旧給食センター以外の町が所有する不動産においても、老朽化などにより負の資産となっている物件などがあればご開示いただきたく思います。同様に今後どのように計画されるのかをご回答お願いいたします。

○総務課長（永田智紀君） 議長。

○議長（境野隆文君） 永田総務課長。

○総務課長（永田智紀君） 3番 穴井議員のご質問にお答えいたします。

当初、旧給食センターにつきましては新給食センターの完成後に解体する予定でありましたが、当時のふるさと納税の委託業者より、ふるさと納税に係る返礼品の一時保管場所として旧給食センターを借用したい旨の申し出がありました。町としましても、ふるさと納税の寄付増額の取組みにつながるならと考え、令和4年11月より委託業者と賃貸借契約を締結し、再利用しておりましたが、当該委託業者とのふるさと納税に係る委託業務が令和5年12月をもって解除され、以降利用していない状態となっております。旧給食センターにつきましては、老朽化が進み今後の再利用は困難かと思われますので、安全面や景観を考慮しましても、解体する必要性を感じているところでございます。しかし、解体には相応の予算措置が必要になることから具体的な時期の明示は控えますが、できるだけ早期に解体に取り掛かりたいと考えております。

また、給食センター以外の不動産につきましては老朽化している建物はあるものの、全施設利用しております。今後、利用計画がなくなるものにつきましては、損傷状況や老朽化等を考慮し、撤去も含め検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） ありがとうございました。旧給食センターですけれども、1年ほど前にセンター内を拝見させていただきました。なぜ新給食センターが完成した際に解体がなされなかったのかと、そのときは不思議に感じました。今のご回答で、ふるさと納税の返礼品の一時保管所としての借用がされたということでございましたけれども、一時保管場所とするのであれば、この給食センターでなければならなかったのかという疑問が湧きます。専用の施設ではないと。廃止しましたし、保管でなく調理加工などとかそういうところで使われるということであれば理解もできたんですけれども、一時保管場所ということの借用ということでございました。わずか1年ほどで契約解除となったことに関して、契約自体が1年で解除になったことは違約金なども発生していないのだろうと推察できます。とてもずさんな計画ではなかったかなと感じております。当時の町長のいわば独断的な計画だったのかもしれないけれども、課長と側近の方によりリスクアセスメントなどをしっかり意見をさせていただきかけたということが本音であります。答弁にありましたように、老朽化とのことで再度詳しくお尋ねしたところ、昭和53年4月に竣工で、築47年で再利用には諸問題もあり、解体をするしかないということでございます。そのまま解体されないで存在をするだけで、害虫駆除などの費用負担があるということでございます。まさに負の資産となっております。町民の血税を無駄にしたくないと思うところは執行部の皆さんも同様かと思っておりますけれども、以後このようなことがないように切にお願いしたいと思います。

他の不動産、資産においては同様の不動産はないということで安心しました。余談ですけれども、町税という文字をAIを使って調べてみました。「社会全体が豊かになり、より安全で快適な生活を送ることが可能になります。税はいわば社会契約に基づいた町民と町行政の重要な約束ごとと言えるでしょう。」約束とありました。約束で町民は税を納めます。町も約束を果たすべく、何度も申しますけれども、町民の大切な税金です。残念な事態にならないように執行部の皆様の幾重ものチェックをお願いしたいと思います。

私の質問を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で穴井議員の質問を終わります。続いて、10番 森田 義雄議員の質問を許します。

○10番（森田義雄君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森田議員。

○10番（森田義雄君） おはようございます。南海トラフ巨大地震への備えについてお尋ねいたします。

南海トラフ巨大地震が発生した場合、本町は揺れによる被害が想定されますが、熊本地震を体験した私達としては熊本地震と同等なのか、それともそれ以上なのか、または以下なのかを事前に把握し、その対策に備えることが被害を少しでも軽減することにつながるものと考えますし、自然災害が発生した場合、どこかに弱点があれば、それが引き金となって、被害の規模や様相が劇的に変わることもあります。危機管理係が新設されたことを契機に住民の生命・財産を守るためにも熊本地震の検証を行い、弱点や問題点を洗い出し、南海トラフ巨大地震への対応について早い時期から取り組むべきと考えますが、町としてどのように考えておられるのかお尋ねします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 10番 森田議員のご質問にお答えいたします。

平成28年に発生した熊本地震の経験や近年の大規模な自然災害に備えるため、今年度より総務課内に危機管理係を創設しました。また熊本地震発災後、大地震発生時に対応できるよう、嘉島町災害対策要綱、嘉島町地域防災計画、嘉島町業務継続計画などを変更し、新設しています。南海トラフ地震防災対策推進地域として平成26年3月、1都2府26県と707市町村が指定されており、南海トラフ地震臨時情報への対応マニュアルについて、静岡県島田市、愛知県豊橋市など作成している自治体もあります。熊本県では宇城市、阿蘇市、山都町など、3市7町が南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されており、山都町では「山都町南海トラフ地震防災避難計画」が作成されています。現時点で、嘉島町は南海トラフ地震防災対策推進地域には指定されていないことから計画書は作成していませんが、巨大地震の発生の可能性もあること

から、既存の防災計画、災害対策要綱で対応できるのか、または新たに嘉島町の南海トラフ巨大地震臨時情報への対応マニュアルを作成するのかを検討していきたいと考えております。

○10番（森田義雄君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森田議員。

○10番（森田義雄君） 現在の科学的知見では正確な地震予知は難しいと言われておりますけども、南海トラフ巨大地震はマグネチュード8から9程度と予想されております。これまでも100年から150年間隔で繰り返し発生しておりますので、前回発生した昭和東南海地震から80年以上が経過しており、今後30年以内の発生確率は80%以上と言われ、いつ発生しても不思議ではない状況です。本町はマグネチュード6弱以上が指定されております災害対策推進地域には指定をされておりますけども、あくまでも予想震度ですので、少なくとも災害対策要綱の中に職員の配置体制等について記載し、定期的に対策について協議すべきと考えます。本年の災害対策会議はもう既に終わっておりますので、来年の災害対策会議において検討していただきたいというふうに思います。それから危機管理係長に警察からの出向者を任命しておりますけども、警察からの出向者は2年で交代をされます。職員をもって充てるのが継続的な協議ができるものと考えますので、出向者は来年が任期で変わられますので、こちらも検討願いたいと思います。よろしく願いしまして、質問を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で森田議員の質問を終わります。続いて、1番 春日 公和議員の質問を許します。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） 1番 春日でございます。通告により質問をさせていただきます。

質問は決算の見込みと財政状況についてでございます。国のデフレ脱却政策により、所得税の基礎控除等の引上げが4月より実施され、また減税対策として消費税についても国予算委員会で議論されているなか地方自治体の財源にも少なからずとも影響が出てくる可能性も推測しなければならない状況であると考えます。ちなみに消費税は国税として徴収され、そのうち地方消費税交付金として2.2%が地方（県）に配分され、その2分の1が基礎数値に基づき本町にも一般財源分、社会保障分として3億円程配分されている。国予算委員会で議論されているなかで、仮に軽減税率8%分が廃止された場合、11.1%が減収と民間データで推計されています。

本町においても、3,300万円の減収を推測しなければいけないと思います。3月議会で町税が当初予算比較で5,100万円増額になったとか実態にそぐわない回答がありましたが、国の動きを推察し安定的な財源運用が必要ではないかと思われます。以上のことに鑑み、次のことをお尋ねします。

令和6年度決算見込みにおいて財政調整基金の繰入額がどの程度になるのか。また、財政調整基金残額と令和7年度以降も繰入れを見込んでいるのかお尋ねいたします。

○総務課長（永田智紀君） 議長。

○議長（境野隆文君） 永田総務課長。

○総務課長（永田智紀君） 1番 春日議員のご質問にお答えいたします。

まず、令和6年度決算見込みにおける財政調整基金の繰入額は2億6,700万円の繰入見込みとなっております。次に、財政調整基金の残高は、16億2,376万1千円の見込みです。

また、令和7年度以降の繰入見込みにつきましては、令和7年度の予算ベースでは4億3千万円の繰入見込みであり、令和8年度以降も主要事業である小・中学校の増改築事業や東部台地土地区画整理事業が予定されていますので、今後もしばらく繰入は見込んでおります。

以上で答弁を終わります。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） ただいまの回答、簡潔に大変ありがとうございます。

収入不足による財政調整基金の繰入が2億6700万円ということで、収入に対して支出が多すぎてバランスが取れていないことを示しています。一般家庭の家計簿で言い換えるならば、今年の給与・賃金などの収入が少なかったから、定期預金を下ろして家計にあてて生活することです。このようなことは基金や積立預金があればできることでありますが、緊急的な支出に備えるべきものとして蓄え、行政においても各家庭においても同じことです。ただ、行政は町民の皆さんの福祉の向上を目指すうえで、社会基盤の整備として大切な児童・生徒の皆さんとの教育施設の充実のために取り組まなければならない事業として小・

中学校の整備に必要なため、財源、財政調整基金の繰入れはやむを得ないと推察します。ここ数年はまだ事業が続くため、基金の繰入が続くとのことですが、町の財政状況を非常に危惧するところでございます。まず財政力指数については、1に近いほど町の財源の豊かさを示す数値です。本町は令和2年の0.7を最高に、令和5年では0.61まで低下しており、財源が落ちていることを示しています。次に経常収支比率ですが、経常的な収入と経常的な支出の割合を示す数値で、理想は70%から80%が理想とされておりますが、80%を超えると財政の硬直化に要注意、90%を超えると財政の硬直化で緊急事態での対応が危険な状態を表します。本町においては、令和4年で84.7%、令和5年で86.3%と高く、令和6年からの小・中学校増改築が本格化することで、この数値が決算統計で90%を超えるのではないかと大変心配しますが、財政当局ではどのように考えられているのかお尋ねします。次に減税対策による減収についてですが、令和6年補正予算で町民税個人分2,950万円の減額補正がされました。また先ほど申し上げましたように、消費税の減税が行われた場合による収入減をどのように推測しているのかお尋ねします。

以上で述べた状況を背景に、今後の事業展開を国・県などの交付金、補助金を最大限に活用し、事業展開をするべきと思うがいかがでしょうか。

○総務課長（永田智紀君） 議長。

○議長（境野隆文君） 永田総務課長。

○総務課長（永田智紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

春日議員のご指摘のとおり、本町の現在の財政状況は自立した財政運営が難しく、かつ使えるお金の大部分が固定的な経費にあてられており、厳しい状況ではあります。また、消費税の軽減税率8%が廃止された場合は、本町においても約3,300万円程度の減収が見込まれます。このような厳しい財政状況であるため、当然、国・県などの交付金や補助金を最大限に活用するだけでなく、町が支出している補助金や委託料、各事業についてその効果を厳しく検証し、不要不急なものや効果の薄いものについては廃止や減額を検討するなど歳出削減を図り、また、新たな企業の誘致やふるさと納税の戦略の強化などによる歳入の増加を目指してまいります。限られた財源のなかで、町の将来に本当に必要な事業、住民の満足度向上に直結する事業を見極めて、優先順位をつけて各事業に取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（境野隆文君） 春日議員。

○1番（春日公和君） ご回答ありがとうございました。財政担当部局として現状の把握、今後の取組みなどの確認ができ、私の意見に同調いただいたと思いましたが、財政問題に議会が提唱し続けたことへの回答ともとれるように感じました。事業の見直し検証を行うこと、総務課長からの答弁もいただき、やっと行財政改革の始まりと感じました。優先順位の見極めなど大変なことであり、議会としてもしっかり協議をし、進めていきたいと思ひますし、行財政改革問題においても行政の後押しができるよう委員会等の設置を必要に応じて提案していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（境野隆文君） 以上で春日議員の質問を終わります。続いて、7番 満田 和浩議員の質問を許します。

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（境野隆文君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） おはようございます。7番 満田より一般質問を行います。

まず、公共施設等総合管理計画の現状はということで、質問の要旨としまして、近年の本町における財政負担を鑑みますと、学校の増改築費のウエイトもあり歳出の経済的経費は全体の26%を占め、今後も学校施設以外の文化スポーツ施設の建設、維持管理費は膨らむ一方ではと懸念されます。限られた財源に優先順位をつけ予算化することは、町民ニーズの多様化に反映してまいります。現状において本町の公共施設に関する将来的な管理計画は検討されているのかお尋ねします。

○総務課長（永田智紀君） 議長。

○議長（境野隆文君） 永田総務課長。

○総務課長（永田智紀君） 7番 満田議員のご質問にお答えいたします。

本町では、嘉島町総合計画との整合性を図る必要があることから、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間としました嘉島町公共施設等総合管理計画を平成28年度に策定、令和3年度に見直し改訂を行い、中長期的な視点をもって、公共施設等の更新や長寿命化等の計画的な実施に努めています。さら

に、個別に施設ごとの実行計画を策定することが求められていたことから、各施設の劣化状況等を踏まえ、具体的な対策内容や実施時期、対策費用等を示した施設分類ごとの個別施設計画を令和3年3月に策定しております。

本町の所有する公共施設は約190施設、延床面積約41,000㎡あり、そのなかで学校教育系施設が一番多く約40%を占めております。昭和50年代に多くの建物を建築してきており、建物系公共施設の約52%（延床面積ベース）が経過年数30年以上となっており、施設の老朽化は進んでいるような状況となっております。しかし現在、計画的な修繕等を行い、予防保全型の維持管理を行うとともに、計画的な保全による長寿命化を進め、安全性・耐久性が向上するよう努めています。また、維持管理にかかる費用の縮減と更新費用の平準化にも努めています。公共施設等総合管理計画につきましては、不断の見直しを行い充実させていくことと、各個別施設計画の内容やこれまでの取組み内容等を踏まえ、本計画を改訂し、公共施設等の適正管理の更なる推進に取り組むこととしております。

また、来年度（令和8年度）には、令和9年度からの10年間を計画期間とする新たな計画を策定予定としております。

以上で答弁を終わります。

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（境野隆文君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） こちらのほうの管理計画書の中身を拝見させていただきましたけれども、土地不動産を含めて多くの物件所に対する責任を痛感しております。効率的に維持管理する目的で、町長トップに町民、議会との共同、職員の意識改革、地方公会計の活用が望まれます。また、答弁でもありましたが、今計画期間は第5次嘉島町総合計画との整合性を踏まえて、10年間の取組みを同時に図るものです。来年、令和8年までが最後の10年間であり、令和9年度は新たな管理計画策定をしなければなりません。現状の課題として、建物系公共施設の約52%が経過年数30年以上となり、40年から50年経過年数の老朽化施設もあり、統廃合を含めて大変な作業と考えます。現状の公共施設等総合管理計画書においても詳細な数値上の分析はこちらのほうに明示はしてありますけれども、昨今の物価を含めた原材料や人件費の高騰はまったく反映されていない状態であります。改めて財政上の中長期的財源負担を勘案した資産状況の見直しをよろしく願いまして、次の質問に移ります。

次の質問ですけれども、町のプロフィール発信強化はということで、質問の要旨としまして、本町はさまざまな住環境に恵まれ、県内住みたいまちランキング1位に過去選ばれるなど対外的に自慢できる地域と理解しており、議会としても県外の自治体からの研修もしばしば受入れを行っております。そのなかでプロモーションビデオや冊子を見ると改めて町の素晴らしさ、魅力を実感しております。そこで更なる企業誘致や人口増加を推進し、地域活性化を図る為に現状の取組みと計画についてお尋ねします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 7番 満田議員の質問にお答えします。

現在、町のPR方法としては観光パンフレット、移住定住パンフレット、町勢要覧などの紙媒体のほか移住定住促進プロモーション動画を作成し、町ホームページに掲載しています。これらの媒体は概ね5年から10年のサイクルで刷新をし、情報発信に努めているところです。また、近年ではふるさと納税に係る返礼品のページも情報発信には効果的であり、町の特産品のページに併せて町の情報を掲載しています。地域PRの効果としては、嘉島町特有の魅力を発信することで認知度向上を図り、企業や人を誘致しやすくなることで雇用の創出や若い世代の人口流入が進み、地域活性化につながると考えられます。

今後の計画になりますが、嘉島町は豊かな自然や文化など魅力は多くあると感じています。それらの魅力を観光や移住・定住など目的に応じて効果的に発信していくことで嘉島町に興味を持っていただくことにつながると思います。また、地域PRは短期的な取組みで、効果を出すのは難しいと言われております。継続的に情報発信をして関係人口を増加させる取組みが重要であると考えられますので、これまでの取組みを工夫・改善のうえ継続しながら定期的に効果測定を行い、長期的な視点で続けていくこととしています。地域外から訪れる人にとっても、地域内に住む方々にとっても、嘉島町の魅力が伝わるよう情報発信に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（境野隆文君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） すみません。担当課長に当初は答弁ををお願いしたつもりだったんですけれども、鍋田町長にお答えいただきまして、誠にありがとうございます。ご回答いただきましたけども、町勢要覧のトップ面やプロモーション動画を見てみますと、前町長の挨拶のビデオが出ております。おかしいと思うのは私だけかなと思うんですけれども、やはりそのへんはスピード感持って対応していただきたいと思うんですけれども。コストの削減や年度予算を勘案して、媒体作成費用サイクルは概ね5年から10年のサイクルで刷新っていうのは理解できますけれども、臨機応変なことはスピード感持ってお願いしたいと思います。町長の心中も曇ってらっしゃるんじゃないかなとは思いますが、この件に限っては再度ご回答いただけますか。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 満田議員ご指摘ありがとうございました。移住・定住促進プロモーション動画につきましては、今年度予算を措置し、編集作業を行っております。その他のパンフレット等においても現状に合わせ順次修正を行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（境野隆文君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） ありがとうございました。嘉島町の環境や地域性など、多彩にわたる魅力は多くの県内外の方も理解されていると思いますし、地道な継続的な情報発信というのは費用対効果の判断の難しさもあります。そういうなかで旗振り役の町長を先頭に、例えば町民がスポーツや文化等の活動でさまざまな活躍するとか社会活動のなかで活躍することが明るい話題提供になるのではないかなと思います。そういった意味でも、メディアに多く取り上げられることが速攻のイメージアップにも繋がりますので、マスコミの活用も含めたところで更なる情報発信をお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（境野隆文君） 以上で満田議員の質問を終わります。以上で一般質問を終了します。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第2 議案の質疑 討論 採決

○議長（境野隆文君） 日程第2 議案の質疑 討論 採決となっております。

これより、

議案第28号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専決第3号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第10号）についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第28号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専決第3号 令和6年度嘉島町一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第29号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専決第4号 嘉島町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第29号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専決第4号 嘉島町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第30号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専決第5号 嘉島町税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第30号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専決第5号 嘉島町税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第31号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専決第6号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第31号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専決第6号 嘉島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第32号 嘉島町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第32号 嘉島町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第33号 嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第33号 嘉島町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第34号 東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その1請負契約の締結についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第34号 東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その1請負契約の締結については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第35号 東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その2請負契約の締結についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第35号 東部台地土地区画整理事業区画道路築造工事（1-1工区）その2請負契約の締結については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第36号 九州自動車道と交差する高速道路跨道橋（井寺橋及び井寺橋水路橋）の撤去に係る工事の受委託に関する細目協定の締結についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（境野隆文君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） 8番 増岡でございます。ただいま、嘉島町の財政状況が非常に厳しいという議論がなされておりますし、行財政改革もやっていかなければならないというようなことも認識されているようななかでございます。議案第36号についてお尋ねをいたします。

この協定は令和4年度の基本協定を具体化するための細目の協定だということでございます。確認でございますけれども、当然、令和7年度の当初予算に予算は計上されているということでございますか。はい、わかりました。それから2つ目が、総事業費が2億4230万ちょっとという契約金額でございますけれども、これは全部嘉島町が負担するということなのかどうか、それとも相手方から何らかの支援金があるのかというようなことをお尋ねしたいと思います。以上でございます。

○建設課長（橋本浩史君） 議長。

○議長（境野隆文君） 橋本建設課長。

○建設課長（橋本浩史君） 増岡議員の質疑にお答えいたします。

今回、提案させていただいております当案件でございますけれども、西日本高速道路からの助成がございます。これは財政力指数0.46未満の場合は別途計算式により算定する、もしくは該当しない場合は自治体70%が西日本高速道路からの助成というかたちでございまして、現時点におきまして本町におきましては、70%の西日本高速道路からの助成をいただくというかたちになっておりまして、概算事業費が約2.4億円でございますので、これは最終的に工事費が固まらないと正確な数字はまだ出てこないところでございますけれども、約1億6,100万円の助成を得られるという状況でございます。以上でございます。

○8番（増岡司君） ありがとうございました。

○議長（境野隆文君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第36号 九州自動車道と交差する高速道路跨道橋（井寺橋及び井寺橋水路橋）の撤去に係る工事の受委託に関する細目協定の締結については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

○議長（境野隆文君） 次にまだ予定が入っておりますが、本時間で11時45分を過ぎておりますので、次の議会は昼の部にて討論したいと思います。次の開会は1時に開会したいと思いますので、時間までには席にお入りください。

以上で午前の部を閉じます。お疲れ様でした。

休憩 午前11時45分

○議長（境野隆文君） それでは午前に引き続き会議を開きます。

議案第37号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第1号）についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 今回の補正予算についてお尋ねします。物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金ということで国の補助金、交付金です。1,656万3,000円が歳入で入っております。これは、だいたいほぼ全額、今回の学校給食費の高騰分に対しての補助金ということでほぼ同額を充てられておりますけれども、この臨時交付金の目的というのが、デフレ完全脱却のための総合経済対策ということで、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図ることを目的とするというふうに書いてございます。前年度、令和6年度のなかでもこの交付金を活用して、低所得者向けの交付金、あとは低所得者の子どもさん1人当たりの2万円とか、あとLPガスの物価高騰対策費あたりで使われておりますけれども、町としてほかにもいろいろな手立てができるんじゃないかなというふうに思いまして、よかったら内容をもう少し教えていただければと思います。

○企画情報課長（西本幸弘君） 議長。

○議長（境野隆文君） 西本企画情報課長。

○企画情報課長（西本幸弘君） 企画情報課長の西本です。ただいまの川野議員の質疑にお答えします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、国において人口や事業所数などをベースに各自治体の交付限度額が算定され、町では交付限度額の範囲内で実施計画を策定し、都度予算措置をしています。令和7年度分につきましては、今回計上している事業費を除き、交付限度額までの残額が1,500万円前後となる予定ですので、今後充当事業を検討し、改めて予算措置をすることとしています。回答は以上です。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（境野隆文君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 今、企画課長のほうから回答ございました。これは国から臨時的に交付される交付金でございますので、上限額が一応決められているということでございました。あとは、令和7年度中に1,500万円ほど残っているのということで、有意義に活用していただきたいなというふうには思っております。私もどういふものに使われるかっていうのを調べてみました。全国の市町村からです。こういう交付金の事業申請が行われておりますけども、上益城郡内のほかの4町を調べてみたら、いろいろな事業に対して、物価高騰とかそういうものに対して支援事業として申請をされております。例えば、御船町あたりで言うと中学校の入学時の制服の支給事業、または私立保育所等の支援事業、それと同じく御船町ですけれども、健康サポート事業、健康診断に対しての補助事業ということです。あとは指定ゴミの袋代、これの販売事業。そういうものを御船町のほうも使われております。それから、同じく御船町ですけれども体育協会の補助金ということで物価高騰に対して経費が上がっている分ということで250万ほど請求をされているみたいです。諸々いろいろな、特産品開発事業とかそういうことにも事業として申請をされているような状況でございます。ほか甲佐町、益城町、山都町、いろいろ多分野にわたって、少額ではあり

ますけれども、物価高騰生活支援の補助事業っていうかたちで事業申請をされておりますので、よかったです残り1,500万円しか残っていないということでございますけれども、一番困っていらっしゃるようになるべく支援が行き渡るような事業運営をしていただきたいなというふうに思います。私からは以上です。

○議長（境野隆文君） そのほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第37号 令和7年度嘉島町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。これにてこれにて、質疑・討論・採決を終結します。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第3 請願について

○議長（境野隆文君） 日程第3 請願についてとなっております。

請願第1号 町内の小中学校の給食費無償化に関する請願を議題とします。本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願文書表のとおり、学校給食費無償化問題特別委員会に付託しましたので、特別委員会において審議された結果について、委員長より報告を求めます。

○10番（森田義雄君） 議長。

○議長（境野隆文君） 森田議員。

○10番（森田義雄君） 委員会での審査結果について報告をいたします。

令和7年6月12日 嘉島町議会議長 境野 隆文 様

嘉島町学校給食無償化問題特別委員会委員長 森田 義雄

請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、下記の通り決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1. 件名 請願第1号 町内の小中学校の給食無償化に関する請願

2. 審査経過 付託年月日 令和7年5月22日 審査年月日 令和7年5月30日及び令和7年6月10日

3. 出席者 委員会委員全員でございまして、全議員11名でございます

4. 審査内容について 紹介議員より請願の趣旨内容の説明を受け、請願の趣旨については全員が賛成できるとしたが、現在の町の財政状況を勘案すると、今後も見込まれる小中学校の増改築への投資、また今後は高齢者の医療費、介護給付費等々の社会保障関連経費の増加も予想されます。国は令和8年度から小学校の給食無償化を実施する意向であります。いまだ詳細な発表がなく、不透明であるなどの問題点があるなかで、各委員に国の補助がないことを前提に給食無償化に向けた意見を求め、議会として意見書を作成し、町長に対し提出することを、協議しました。

5. 審査結果 趣旨採択とするものと決定

なお、執行部に対し、実現可能な計画、恒久的財源の確保の手段などを含めた意見書を提出し、継続的に審議することとなりました。

意見書 請願の趣旨である町内の小中学校の給食無償化について、嘉島町議会として請願の趣旨に賛同し、趣旨採択とするものとした。しかし、現状、給食費無償化に関する手法、財源確保などについて、町長からの十分な説明や協議もない状況である。議会としては請願の趣旨に賛同し、趣旨採択としたが、給食費無償化を継続的に実現可能なものとするような財源確保の具現化、事業の計画などは必須事項と考えるので、下記の条件をつけ町長へ意見書を提出する。

記

一、実現させるための長期的に安定した財源を確保すること

一、国の動向などを再確認すること

一、永続的な計画策定、質と量の低下防止、町内の全児童生徒及び保育園等の副食費についても検討をお願いしたい、町事業との優先順位の位置付けや他事業への影響を明確にすること

一、議会に対して事業の説明を行い、十分な協議をすること

嘉島町長 鍋田 平 様

以上、報告します。

○議長（境野隆文君） 以上で委員長の報告を終わります。これより、質疑に入ります。

請願第1号 町内の小中学校の給食費無償化に関する請願についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、請願第1号 町内の小中学校の給食費無償化に関する請願について採決をします。この採決は起立によって行います。お諮りします。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択するものとし、議会としての意見書を町執行部へ提出することです。この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔起立する者あり〕

○議長（境野隆文君） 起立多数です。したがって、請願第1号 町内の小中学校の給食費無償化に関する請願は、委員長報告のとおり趣旨採択するものに決定しました。この結果につきましては、町及び請願者へ通知いたします。

着席ください。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第4 議員派遣の件について

○議長（境野隆文君） 日程第4 議員派遣の件についてとなっております。お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び嘉島町議会会議規則第121条の規定により、議員を派遣したいと思います。本定例会から次期定例会までの間における議員派遣については、お手元に配付のとおりであります。日程及び出席者等の変更、未定事項の決定については議長に一任願いたいと思います。なお、緊急を要する場合は必要に応じて議長において議員の派遣を決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣表のとおり派遣することに決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第5 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（境野隆文君） 日程第5 委員会の閉会中の継続調査申し出についての件を議題とします。

各委員長から所掌及び所管に属する事務のうち、嘉島町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。なお、各委員会の所掌及び所管に属する事務の調査事項の変更、未定事項の決定については議長に一任願いたいと思います。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

しばらくお待ちください。

○議長（境野隆文君） ただいま、町長から同意案第3号 農業委員会の委員の任命についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、同意案第3号は追加日程第1として議題とすることに決定しました。

同意案第3号 農業委員会の委員の任命についての件を議題とします。町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 同意案第3号 農業委員会の委員の任命について、次の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和7年6月12日提出 嘉島町長 鍋田 平

提案理由 農業委員の辞任に伴い、令和7年7月1日付けで新たに委員として任命したく、議会の同意を求めるものであります。委員候補者につきましては、添付書類のとおりであります。よろしくお願いします。

○議長（境野隆文君） 以上で、町長の説明を終わります。お諮りします。

本案は、町長より提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、同意案第3号 農業委員会の委員の任命については、同意することに決定いたしました。

しばらくお待ちください。

○議長（境野隆文君） ただいま、町長から諮問案第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、諮問案第1号は追加日程第2として議題とすることに決定しました。

諮問案第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 諮問案第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、意見を求める。

記

氏名 飯田 鋭之

生年月日 昭和37年1月15日

住所 嘉島町大字上島2688番地1

令和7年6月12日提出 嘉島町長 鍋田 平

提案理由 人権擁護委員の飯田鋭之氏が令和7年9月30日をもって任期満了となるので、同氏を再度候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしくお願いします。

○議長（境野隆文君） 以上で、町長の説明を終わります。お諮りします。

本案は、町長より提案のとおり適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、諮問案第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、意見書のとおり適任とすることに決定いたしました。

しばらくお待ちください。

○議長（境野隆文君） ただいま、町長から議案第38号 嘉島中学校給食配膳室増築他工事請負契約の締結についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって議案第38号は追加日程第3として議題とすることに決定しました。

議案第38号 嘉島中学校給食配膳室増築他工事請負契約の締結についてを議題とします。町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（境野隆文君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 議案第38号 嘉島中学校給食配膳室増築他工事請負契約の締結について、次により嘉島中学校給食配膳室増築他工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和7年6月12日提出 嘉島町長 鍋田 平

記

1 契約目的 嘉島中学校給食配膳室増築他工事

2 契約の方法 指名競争入札

3 契約金額 136,900,324円

4 契約の相手方 熊本市中央区上水前寺2丁目12番24号

株式会社ユーホーム 代表取締役 上原 康嗣

提案理由 嘉島中学校給食配膳室増築他工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

参考として「公共工事請負仮契約書」の写しを添付しています。よろしくお願いします。

○議長（境野隆文君） 以上で、町長の説明を終わります。

議案第38号 嘉島中学校給食配膳室増築他工事請負契約の締結についての質疑に入ります。質疑はありますか。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 3番 穴井です。先ほど教育委員会の方から説明がありましたが、時間の関係で質問ができませんでしたので、こちらのほうで質疑させていただきます。午前中の一般質問のなかでも満田議員より公共施設等の総合管理計画の現状ということで質問がありまして、それに対して答弁もいただきましたけれども、もう少し詳しくお聞きしたいことがございます。まず中学校の増築工事、また部室のところの解体、それとテニス工事の整備。教育の場で本当に子ども達のために必要なことだとは重々承知しております。ただここにきて、何十億という予算が必要になってきているわけで、これを見ますと1億3,690万ととても高額な金額になっているわけです。先般、給食配膳室の増築ということをお伺いしまして、現地にも行きましたけれども、何か代案はないのかと私なりに考えたところでもあります。

質疑としますと、繰り返しになりますけれども、もう少し詳しく、このテニス工事等は幾分か少し前にご説明をいただいていたと思うんですけれども、この給食配膳室の増築については、本当に何週間かぐらい前に初めて聞いたようなお話なので、もう少し詳しく教育委員会のほうからでもご説明いただきたいのと、それとその財源です。この財源を確保するため捻出するためのもう少し詳しい情報が知りたいと思います。よろしくお願いします。

○学校教育課長（中富喬君） 議長。

○議長（境野隆文君） 中富学校教育課長。

○学校教育課長（中富喬君） 穴井議員のご質問にお答えいたします。給食配膳室についての経緯という認識でお答えさせていただきます。児童・生徒数が増えることによりまして、もちろん給食の量も増えてまいります。配膳するためのコンテナの数も増える予定でございます。今、1学年が3クラスで推移しておりますけれども、将来的には4クラス5クラスとなっていく予定でございます。それに伴いまして、コンテナの数が増えることによって、今の配膳室が手狭になってしまうというところでの増築予定でございます。財源につきましては学校施設整備事業起債です。いわゆる起債を計画しております。充当率は75%でございます。公正措置はございません。以上になります。よろしくお願いします。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（境野隆文君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） ご説明ありがとうございました。起債を活用してということで、ここにいらっしゃる議員の方がどうご判断されるかはそれぞれのご判断だと思いますけれども、現場を見たときにたしかに将来的ここ2、3年後でクラスの数も増えるだろうということも予測できますし、給食配膳室が決して広いという認識はございません。ただ、先般エレベーターも設置をされました。そのエレベーターも広いエレベーター設置だったと思いますけれども、今ある環境整備をされたエレベーターなどを使って、給食の台車などをそれぞれの学年に運搬するなど何か方法はないかと私も考えたところでもあります。課長がおっしゃる起債を活用してということで、先ほどの一般質問のなかにも出ました財源が厳しいというなかに、この1億3,600万という数字を見たときに、ちょっと私もびっくりしたところでございますので質疑をさせていただきました。課長に繰り返しになりますけれども、先ほどから何度も一般質問で出ています財源が厳しいというなかにこれがやはり優先順位として上位にあるというご判断でよろしかったでしょうか。ご回答をお願いします。

○学校教育課長（中富喬君） 議長。

○議長（境野隆文君） 中富学校教育課長。

○学校教育課長（中富喬君） 再度お答えいたします。まず、今ある施設を有効に使ってはいいいかがかと

いう内容だと思います。その件につきましては、もちろんそういうふうに考えております。あと1つ、今回の給食配膳室を整備するにあたって考慮した点がございまして、給食の時間は限られた時間でございます。配膳ができるだけスムーズにいくようにすることによって昼休み時間の確保、しいては先生方教職員の働き方改革にも一類の貢献ができるのではないかとというふうに考えております。優先順位につきましては、先ほど言いましたクラスの増について、これが国の政策であります、中学校の35人学級にも若干影響はしますけれども、少なくとも今の40人学級で考えたとき、来年再来年はもう4クラスになることはほぼ確実でございますので、それに合わせて整備を行っているという認識でございます。以上です。

○3番（穴井智子君） ありがとうございます。

○議長（境野隆文君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第38号 嘉島中学校給食配膳室増築他工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（境野隆文君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

これにて、質疑・討論・採決を終結します。

以上で、本定例会の会議に付されました案件は、すべて終了しました。会議を閉じます。これにて令和7年第2回嘉島町議会定例会を閉会します。なお引き続き、議員控室において全員協議会を開催しますのでよろしくをお願いします。

閉会 午後1時37分

地方自治法第123条第2項の規定により、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

嘉島町議会議長

嘉島町議会議員

嘉島町議会議員

嘉島町議会会議録

令和7年第2回 定例会

令和7年7月発行

発行人 嘉島町議会議長 境野 隆文
編集人 嘉島町議会事務局長 下田 雅文

